一般社団法人日本内部監査協会 法令等改正対応委員会 委員長 柿﨑 環

「上場会社における不祥事予防のプリンシプル (案) ~企業価値の毀損を防ぐために~」に対する意見書

2018年2月21日付で意見募集された標記案につきまして、一般社団法人日本内部監査協会(以下、当協会という)は、当協会内の「法令等改正対応委員会」において、内部監査に重要な影響を及ぼすと思われる箇所を中心に検討いたしました。

以下はこの検討の結果であり、今後の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」 の策定に向けてご活用いただきたく当協会「法令等改正対応委員会」の意見として提出い たします。

I. 全般的意見

上場管理機関が策定するプリンシプルは、上場会社における最も重要な行動原則ないし拠り所として位置付けられるべきものである。このことは、上場会社の内部監査部門にとっても同様である。にもかかわらず、本プリンシプルは、上場会社が自己規律を発揮する際の「目安」としての活用を期待されるにとどまっており、プリンシプルとしては極めて不十分な位置付けになっている。本プリンシプルの内容を充足していない上場会社に対して、日本取引所自主規制法人が、一定のアクションをとるなどの措置を講じないのであれば、上場会社としては守っても守らなくても同じであり、いわゆる「心得」を求めた程度のものにすぎず、プリンシプルとしての実効性に著しく欠ける。本プリンシプルの実効性を確保すべく、例えば、本プリンシプルを上場会社の開示項目に組み込む、上場審査・管理の考慮事項とする、本プリンシプルは役員等の責任の有無を判断する材料となりうることを明記するなどの措置を講じるべきである。

本プリンシプルの内容にも改善すべき点がある。例えば、上場会社の不祥事は、本源的には、企業風土に起因して発生する。この問題に対処するには経営者の姿勢(tone at the top)こそが重要であり、それを企業に浸透させるためには、企業のミッションに関する議論とその全社的共有が必要不可欠である。しかしながら、本プリンシプルには、そうした視点が欠如している。従業員不正よりも、企業ひいては社会に対して影響の大きい経営陣

による不祥事の予防に向けた視点も不十分である。中でもひときわ大きな問題は、内部監 査部門の重要性がいまだ十分に理解されておらず、内部監査部門の整備・強化・活用等に 向けた言及が不足している点である。上場会社の内部監査部門は、社内において内部統制・ リスク管理体制の有効性を独立の立場から客観的に評価し、その情報を経営陣・取締役会・ 監査役(会)・監査人などに提供する役割を果たしており、実効的なコーポレート・ガバナ ンスの実現には必須の機能である。ところが実際には、昨今の企業不祥事における第三者 委員会調査報告書等においては、ほぼ例外なく内部監査部門の機能不全が指摘されている。 また、特設注意市場銘柄の指定解除の際に企業が提出する内部管理体制改善報告書におい ても、内部監査部門の見直しが記載されるのが常である。こうした不祥事発生後における 自浄作用の発揮も重要なことであるが、そもそも不祥事の発生を予防するための取り組み が何よりも重要である。この点、諸外国では、上場規則等を通じた内部監査部門の整備が 進められているのに対し、依然として我が国の上場規則やプリンシプルにおいて、正面か ら上場会社に対して内部監査部門の整備が義務付けられていないことは、我が国の上場会 社における不祥事の重大な原因の一つと考えられる。国際的に信頼されるコーポレート・ ガバナンスを実現するには、国際的な水準の内部監査部門を備えることが必要不可欠であ る。したがって、本プリンシプルにおいては、以下の「II」において指摘するように、内 部監査部門の整備・強化・活用等に関する記載を充実させるべきである。

本プリンシプルにおける 6 つの [原則] の並び順等についても疑問がある。例えば、[原則 4] は、本プリンシプルの目的を掲げているのであるから、最初に記載されるべきである。また、昨今の企業環境における [原則 5] や [原則 6] の重要性に鑑みると、これらを特則のような形で書くのではなく、その内容を [原則 1] から [原則 4] の中に取り込むべきである。さらに、[原則 1] から [原則 6] の中には主語が明示されていないものがあるが、これでは責任の所在が曖昧になる。主語を明示するか、あるいは明示しない理由を解説において説明すべきである。なお、「1-1」等は原則の解説であることを明記すべきである。

Ⅱ. 各論的意見

- 1. 「原則4」について
- (1) 「原則4] を最初に記載すべきである(「I. 全般的意見」参照)。
- (2) 「4-1」において、不祥事予防・早期発見のためには、現場部門、リスク等管理部門、内部監査部門による 3 つのディフェンスライン(Three Lines of Defense)の仕組みが有効であるほか、CAATs 等の IT 活用も有効でありうることを明記すべきである。
- (3)「4-2」において、経営陣が示すべき姿勢・実績や構築すべき仕組みには、内部 監査部門の整備・強化・活用や地位向上などが含まれることを明記すべきである。

- 2. 「原則1」について
- (1) グループ会社及び委託先等を含めた実態の把握が重要であることを明記すべきである (「I. 全般的意見」参照)。
- (2) $\lceil 1 3 \rfloor$ において、内部監査部門や他の監査機関及び監督機関による実態把握も 重要であることを明記すべきである。
- (3) $\lceil 1 3 \rfloor$ において、内部監査部門から経営陣や他の監査機関及び監督機関に対する情報提供の重要性を明記すべきである。

3. 「原則2] について

- (1) 本プリンシプルにおける「監査機関」や「監査・監督機関」に内部監査部門が含まれるのか否か明確にすべきである。例えば、「2-2」の第二パラグラフにおける「監査・監督機関」に内部監査部門が含まれるとしても違和感はないが、第三パラグラフにおける「監査・監督機関」に内部監査部門が含まれるとすると内部監査に対する期待ギャップを生じさせかねない。
- (2)「2-2」において、内部監査部門と他の監査機関及び監督機関との間の連携が重要であることを明記すべきである。

4. [原則3] について

- (1) [原則3] 及び解説において、現場、経営陣、内部監査部門や他の監査機関及び監督機関の間のコミュニケーションが重要であることを明記すべきである。
- (2) $\lceil 3-2 \rfloor$ において、内部監査部門も現場と経営陣をつなぐハブとなりうることを明記すべきである。

5. [原則5] について

(1) $\lceil 5-1 \rfloor$ において、ここでいう監査機能には内部監査機能も含まれることを明記すべきである。

6. 「原則6] について

- (1) [原則 6] において、「努める」とあるが、場合によっては法的義務になることも ありうるため、そのことを明記すべきである。
- (2) [原則6] 及び解説において、仕入先・販売先等を巻き込んだ不祥事である循環 取引も念頭に置いた内容とすべきである。

以上

一般社団法人日本内部監査協会 法令等改正対応委員会 委員

2018年3月14日現在

敬称略·<u>五十音順</u>

	氏名		現職	
委員長	柿﨑	環	明治大学法学部 教授	
副委員長	河村	賢治	立教大学大学院法務研究科 教授	
委 員	角田	善弘	SCSK 株式会社 顧問	
蟹江 章 北海道大学大学院		章	北海道大学大学院経済学研究院 教授	
	兼田	克幸	岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授	
	神田	幸尚	一般社団法人日本内部監査協会 専務理事	
	毛利	直広	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社	
			執行役員(内部監査担当)チーフ・インターナル・オーディター	
	吉武	_	太陽誘電株式会社 常勤監査役	

事務局	土屋	一喜	一般社団法人日本内部監査協会	理事
	川口	潤	一般社団法人日本内部監査協会	総務部専任部長
	南部	芳子	一般社団法人日本内部監査協会	日本内部監査研究所副所長